

# 仕様書

## 1 件名

東京都立大学ローカル5G環境活用実証フィールド提供事業委託

## 2 委託期間

契約締結の翌日から令和4年3月31日（木）まで

## 3 履行場所

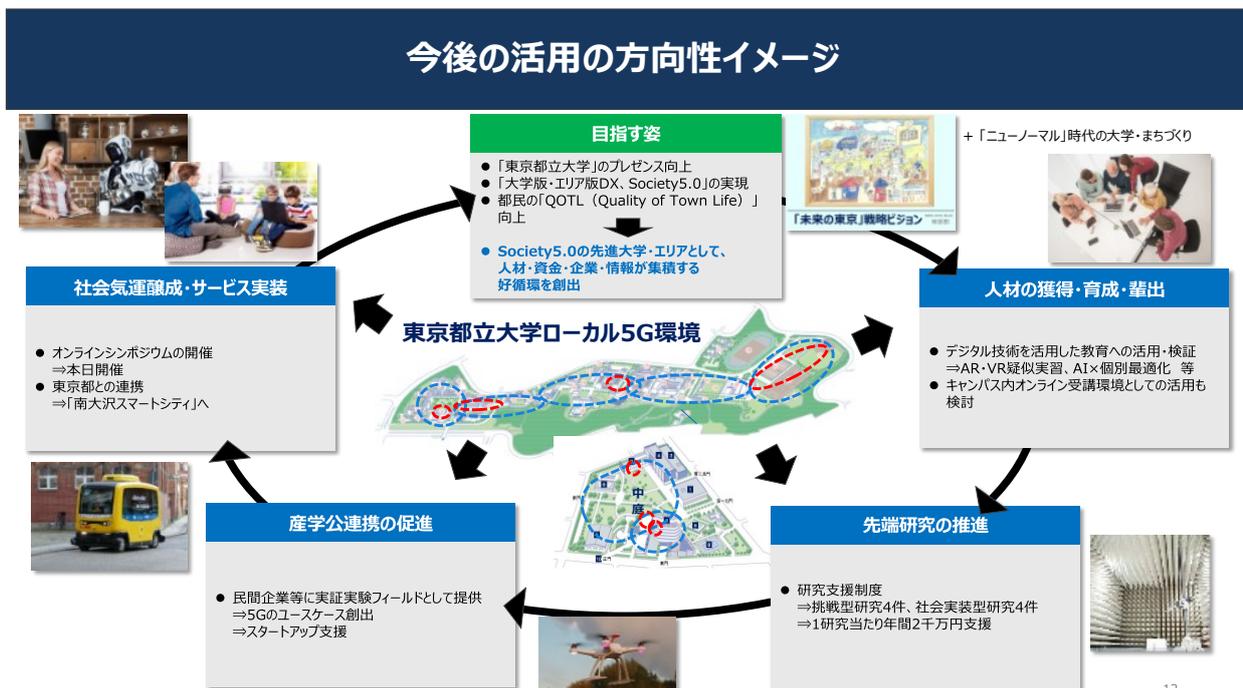
本学が指定する場所

## 4 事業概要及び委託目的

東京都（以下「都」という。）が策定した『「未来の東京」戦略』の中で、南大沢エリアが「スマート東京」先行実施エリアに位置付けられ、Society5.0の実現に向け、5G環境を活用した先端研究を進めるとともに、研究成果を活かし、大学発ベンチャーやスタートアップの支援を促進することが掲げられており、東京都立大学（以下「本学」という。）では、令和2年度、南大沢キャンパス及び日野キャンパスにローカル5G環境を整備し、この環境を活用した研究・実証実験の取組を開始した。

本学では、南大沢及び日野キャンパス全体をカバーするローカル5G環境を今後、以下のフロー図のように「本学のプレゼンス向上」、「『大学版・エリア版DX、Society5.0』の実現」及び「都民のQOTL（Quality of Town Life）の向上」を目指して活用していくこととしている。その中の産学公連携促進に向けた取組の一環として、令和3年度に先端的なシーズを有するスタートアップ企業をはじめとする民間企業や研究機関等（以下「民間企業等」という。）と積極的に連携を図ることにより、新たな5Gのユースケースを創出することを目的とし、5Gを活用した新たな製品・サービスの実証フィールドとして、本学のローカル5G環境を民間企業等に提供する事業を実施する。

本業務委託は、上述の実証フィールド事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とし、民間企業等の有望かつ先端的な研究シーズの発掘や、適切な公募・審査・選出の実施、実証実験サポート、実験結果の検証、課題の抽出、成果報告に係る業務を委託する。



## 5 通則

- (1) 受託者は、本業務委託を実施するにあたり、本学担当者と詳細に協議を行い、本学担当者の承認を受けて、委託業務を進めるものとする。
- (2) 受託者は、契約締結後、本学が提供する関係資料や本学担当者と随時の打合せ等により、本業務の主旨及び目的等について十分理解をした上で業務を進めること。打合せは、原則として本学が指定した場所において行うこと。
- (3) 契約締結後、速やかに本学担当者と打合せを行い、業務の進め方について確認すること。その後、速やかに、取組体制及び作業スケジュールを記載した業務計画書を作成の上、本学へ提出すること。
- (4) 本委託のために必要となる関係官公庁その他に対する手続きは、受託者が迅速に処理すること。
- (5) 本業務を履行するにあたって本学が貸与したデータ・資料等については、以下のとおり取り扱うこととする。
  - ア 本学が保有する資料等で、本業務に必要と認められるもの（写真のデータ等）については、受託者に無償でこれを貸与する。
  - イ 受託者に本学が貸与する資料等を複写または転写する必要がある場合は、事前に本学の承認を得ること。また、それらは委託業務完了後、裁断するなど適切に処分すること。
  - ウ 本学が貸与する資料等については、受託者は万全の注意をもって保管することとし、委託業務完了後、貸与品を速やかに本学に返還すること。
- (6) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等、不明な事項は、その都度本学担当者と協議の上、決定する。
- (7) 契約金額には、本業務の履行に必要な一切の経費を含むものとする。また、調査及び報告書作成に必要な統計資料、リスト等は、本学から提供しない。
- (8) 本学は、受託者に対しての業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置ができるものとする。

## 6 受託者に求める要件

- (1) 本事業の運営事務局として、関係各所との調整力を保有し、実績を有している事業者であること。
- (2) 都の政策課題を十分に理解し、都の事業実施の実績を有している事業者であること。
- (3) 5G及びローカル5Gに関する知見、及びこれを活用した新たなサービスの創出に繋がりうるシーズ発掘に向けたノウハウ・ネットワークを有する事業者であること。
- (4) スタートアップエコシステム形成及びスマートシティ実現についての先端的な知見を有する事業者であること。

## 7 委託内容

本事業は、以下のスケジュール（想定）での実施を想定しており、シーズの発掘、公募、審査及び選出から、実証実験の準備、実施、結果検証、成果の取りまとめまでの一連の業務を委託範囲とする。

R3年度

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

スタートアップ等  
発掘・公募・審査・  
選出

実証実験  
準備

実証実験実施

結果検証、成果  
とりまとめ

受託者は、本事業を効果的に推進するため、契約書・本仕様書及び関係法令に基づいて、以下の業務を行う。それぞれの業務を行うにあたり、都の関連する局へのヒアリングが必要な場合は、委託者に確認のうえ、実施することとし、情報収集を行って業務を進めること。

### (1) プロジェクト全体の企画立案

本学が保有するローカル5G環境を提供し、先端的なシーズを有する民間企業等と積極的に連携を図ることにより、5Gを活用した新たなサービスやユースケース創出を目指す「実証フィールド提供事業」のプロジェクト全体について、受託者の持つ知見及び民間事業者や有識者のネットワークを活用のうえ、企画立案を行うこと。なお、企画立案に当たっては、大学が保有する資産を有効活用し、民間企業等との共同研究及び都施策への提言や連携を通して、Society5.0による南大沢エリアのまちづくりにつなげていくことも考慮のうえ、実施すること。本学ローカル5G環境の概要は別紙のとおりである。

### (2) 実証実験に参加する民間企業等の発掘、公募及び審査の実施

#### ア 民間企業等の発掘・募集

募集にあたっては、本学と協議の上、募集要項を作成すること。プログラムに参加可能な民間企業等を効果的に発掘するとともに、応募につなげること。さらに事業名やロゴ等を設定し、専用のホームページを作成する等、事業の趣旨がわかりやすく伝わるように発信を行うこと。ウェブサイトのサイトのデザインや掲載する内容等については、事前に本学と協議すること。

なお、本事業は、大学運営と並行して行うため、実証実験実施の際に制約が生じる可能性があることについて、公募の際にあらかじめ周知を図るとともに、大学運営に支障をきたすことがないよう十分配慮すること。

#### イ 参加者の審査

応募者の中から、優れた民間企業等を2件程度選定する。

- 1) 応募者が、テーマに沿った実証実験を提示できているか、新たなユースケースの創出につながるかなどの視点で、応募者の評価を行うことができる外部有識者等と本学関係者数名を審査員として、優れた民間企業等の選定を行うための審査会を実施すること。外部有識者の選定に当たっては、本学と十分に事前に調整を行うこと。外部有識者への謝金の支払いは、本委託費用に含まれるものとし、本学は別に負担しない。
- 2) 本事業の目的を十分理解したうえで審査基準を設定し、公正な評価を行うこと。
- 3) 審査手法については、書類審査やプレゼン審査を活用する等、優良な民間企業等が選定されるよう考案すること。
- 4) 民間企業等によるプロジェクトの実施準備及び実施に十分な期間を確保するためにも、選定期間については必要最低限で設定し、効率的な運営を行うこと。
- 5) 民間企業等の選定に当たっては、本学担当者と十分に意見交換を行いながら取り組むこと。

### (3) 民間企業等の実証実験支援

#### ア 実証実験準備

選定した民間企業等及び本学担当者と連携し、内容の詳細化を行うこと。具体的には以下の点などを明確化すること。最終的な実証実験内容は本学と協議の上、決定すること。

- ・実証実験に参加する対象者
- ・実施体制、役割分担
- ・実証実験に要する経費
- ・緊急時の対応（事故発生時の連絡体制等）
- ・期間、スケジュール
- ・結果検証手法

#### イ 実証実験の実施

アで作成した実証実験内容に基づき、民間企業等及び本学担当者と連携し、円滑に実証実験を実施すること。

(ア) スケジュールどおりに進んでいるか適切に進捗管理を行うとともに、実証実験の質の向上に向けた取組を実施すること。また、進捗状況を適宜、本学に報告すること。

(イ) 事故等が発生しないように安全面に十分な配慮を行った上で実施すること。事故等が発生した場合は、速やかに本学に報告すること。なお、本学からの指示等を順守出来ずに発生した事故等については、受託者の責任において原状回復や賠償等を行うこと。

(ウ) 当初の想定と異なる事態が生じた場合は、その原因を分析し、民間企業等及び本学担当者と調整した上で解決策を提示すること。

(エ) 必要に応じて実証実験内容の変更を検討するとともに、変更するにあたっては本学と協議の上、決定すること。

(オ) 実証実験に必要な経費は適切と認められる範囲で受託者が負担すること。なお、製品・サービスそのものの製作・開発等に関する費用は民間企業等の負担とする。

#### (4) 実証実験の結果検証、課題の抽出及び成果の取りまとめ

##### ア 実証実験の結果検証、課題の抽出

民間企業等と連携し、実証実験の結果を取りまとめるとともに、当初の想定とのかい離やその原因などについて分析を行うこと。分析にあたっては、以下の点を考慮し実施すること。

(ア) 新たなサービスやユースケースの創出に向けて、どのような効果を生み出したのか。また、どのような課題が生じたのか。

(イ) 実証実験結果の有効な活用方法

##### イ 成果の取りまとめ

実証実験の成果発信の一環として、本学主催の情報発信イベントにおいて、本事業における取組内容及び成果を広く発信するとともに、民間企業等による5Gの新たなユースケースの認知度向上を図ることを想定している。については、本学担当者及び本学が別途、契約締結予定のイベントの運営会社等と連携の上、本事業を広く発信し、民間企業等と一緒に新たなサービスやユースケースを創出する気運の醸成につながるよう、成果を取りまとめ、発表に向けた支援を実施すること。

#### (5) 産学公連携に向けた取組内容の提案

令和4年度以降を見据え、本事業を更に発展させ、学内外に効果的にPRするとともに、今後の都及び民間企業等との共同研究につなげる産学公連携の取組についての企画立案を、委託期間全体を通じて行うこと。企画立案にあたっては、本学の意向に沿ったスケジュール（次年度の予算措置に係る事務のスケジュールを考慮するなど）での実施となるよう考慮すること。

## 8 業務履行要件

### (1) 業務計画書の作成

ア 受託者は、業務履行開始にあたり、契約締結後、速やかに本業務に係る「業務計画書」を作成し、

本学担当者の承認を得ること。「業務計画書」は、契約期間中の取組内容、作業工程、スケジュール等が分かるように作成すること。

イ 「業務計画書」を変更する必要があるときは、本学担当者の承認を得た上で変更し、変更後の実施計画書を作成すること。

ウ 受託者は、本業務の従事者及びその役割を記載した「取組体制表」を作成し、「業務計画書」とともに本学に提出すること。その際、統括責任者のほか、必要な担当従事者をおくこと。

## (2) 打合せの実施

ア 本学担当者との打合せ・協議を行う際には、協議事項を事前に連絡することとする。終了後は議事録を作成・提出し、本学担当者の承認を得ること。

イ 打合せ等において生じた検討課題については、議事録とは別に、課題管理表にまとめて作成・提出した上、課題の解決を実施し、本学担当者の承認を得ること。なお、打合せについては、進捗確認のため、週1回程度の打合せをスケジュールに盛り込むこと。

## 9 成果物の納品

(1) 受託者は、次に定める成果物を委託完了届とともに提出すること。受託者は、成果物の作成に当たっては、体裁、配置、表示方法及び内容などについて、本学と十分に調整すること。成果物は以下のとおりとする。

- ・業務委託報告書（簡易製本） 印刷物2部（A4版）

- ・業務委託報告書及び報告書作成に使用した電子データ

- ＊電子データについては、本学のOA環境であるOffice 365に対応して作成すること。また、電子データに保護をかけないこと。

## 10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、本学の承諾を得たときにはこの限りではない。

(2) 本仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

## 11 個人情報の保護

(1) 受託者は、本業務の履行にあたり、本学の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「東京都公立大学法人個人情報取扱標準特記仕様書」を遵守すること。

(2) 受託者は、本業務の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「東京都公立大学法人個人情報取扱標準特記仕様書」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 12 成果物の帰属関係

(1) 本委託業務の履行により受託者が作成し、本学に納入した作成物の所有権・著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、本学に帰属するものとする。受託者は、著作者人格権の行使をしないこと。

(2) 作成等に当たり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

(3) 作成物とは、受託者が本学との協議の上に作成する一切の著作物等をいう。

### 13 支払方法

履行完了後、受託者からの請求に基づき、60日以内に一括で支払うこととする。

### 14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

### 15 担当部署

東京都公立大学法人 東京都立大学管理部 学長室庶務係 5G担当

東京都八王子市南大沢1-1 東京都立大学南大沢キャンパス

(電話) 042-677-1174 (FAX) 042-677-1153

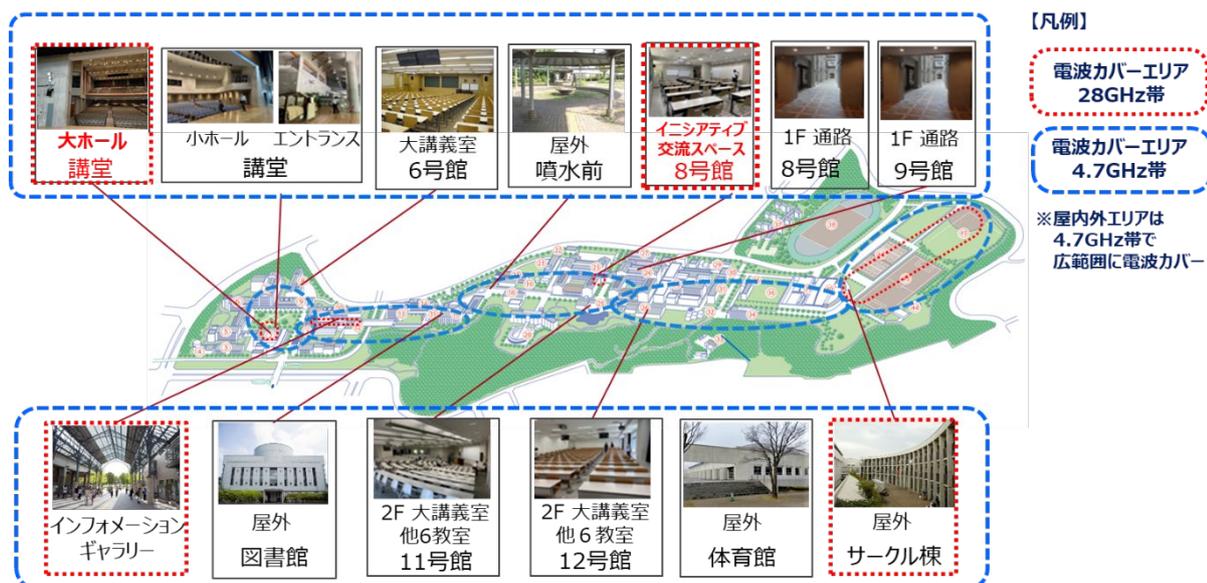
## 【別紙】ローカル5G環境の概要

本学のローカル 5G 環境の整備エリアとしては、南大沢キャンパスと日野キャンパス、合わせて49万平方メートルのスケールを、合計60本のアンテナにより広範にカバーしている。

周波数帯としては、4.7GHz帯(Sub6帯)と28GHz帯(ミリ波帯)の2つの周波数帯で整備しており、下図の青い点線が4.7GHz帯(Sub6帯)のカバーエリア、赤い点線が28GHz帯(ミリ波帯)のカバーエリアを示している。

また、設置アンテナのメーカーおよび付随するコア装置類は、28GHz帯がエリクソン製、4.7GHz帯が富士通株式会社製である。

### 南大沢キャンパス (アンテナ設置位置および電波カバーエリア)



### 日野キャンパス (アンテナ設置位置および電波カバーエリア)



## 東京都公立大学法人 個人情報取扱標準特記仕様書

### (基本的事項)

第 1 受託者は、この契約に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号。以下「条例」という。）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払い、適正に管理しなければならない。

### (秘密の保持)

第 2 受託者（受託業務に従事している者又は従事していた者を含む。）は、この業務により知り得る事となった個人情報を他に漏らし、又は不正な目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

### (目的外収集・利用の禁止)

第 3 受託者は、この業務を処理するために個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の範囲内で行わなければならない。必要な範囲を超えて収集し、又は他の用途に使用してはならない。

### (第三者への提供の禁止)

第 4 受託者は、この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに第三者へ提供してはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第 5 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報が記載された資料等を、法人の承諾なしに複写又は複製してはならない。

### (適正管理)

第 6 受託者は、この業務を処理するために法人から提供を受けた個人情報は、施錠できる保管庫に格納するなど漏えい、滅失及びき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。受託者が自ら当該業務を処理するために収集した個人情報についても同様とする。

2 受託者は、前項の個人情報の管理にあたり、管理責任者を定め、台帳を備えるなど管理の記録を残さなければならない。

3 法人は、前 2 項に定める管理の状況について疑義等が生じたとき、受託者の事務所等に立ち入り、調査することができる。

### (資料等の返還)

第 7 この業務を処理するために、法人から提供を受け、又は受託者が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに法人に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、法人が別に指示したときはその指示に従わなければならない。

### (記録媒体上の情報の消去)

第 8 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

### (再委託の禁止)

第 9 受託者は、法人があらかじめ承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務に係る部分について再委託することはできない。

2 前項の規定により法人が承諾した再委託先がある場合には、個人情報の取扱いについて、再委託先

は、本仕様書の記載事項を遵守し、受託者は、再委託先の個人情報の取扱いについて全責任を負うものとする。

(事故等の措置)

第 10 受託者は、個人情報の取扱いに関して漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、直ちに法人に報告し、法人の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第 11 法人は、受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反した場合、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 12 受託者が個人情報の保護に係る義務を履行しない、又は義務に違反したことにより法人が損害を被った場合、法人は、契約を解除するか否かにかかわらず、その損害額の賠償を受託者に対して請求することができる。

(その他)

第 13 個人情報の保護に関する事項について本特記仕様書に定めのない事項は法人の指示に従わなければならない。